

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

## 広島県公安委員会規則第5号

### 広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第1条 広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の2を次のように改める。

（留置管理課の分掌事務）

第13条の2 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置施設の管理に関すること。
- (2) 被留置者の護送に関すること。
- (3) 前2号に係る指導及び調整に関すること。
- (4) 留置施設視察委員会に関すること。

第13条の3中第11号を第16号とし、第10号を第15号とし、同条に第12号から第14号までとして次の3号を加える。

- (12) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）に関すること。
- (13) 警備業法（昭和47年法律第117号）に関すること。
- (14) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関すること。

第13条の3中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第6号として次の1号を加える。

- (6) サイバー犯罪の予防及び取締りに関すること。

第13条の3中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 生活安全警察の運営に関する企画、指導及び調整に関すること。

第14条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号及び第15号を削り、第16号を第13号とし、第17号から第21号までを3号ずつ繰り上げる。

第15条第1号を次のように改める。

- (1) 地域警察の運営に関する企画、指導及び調整に関すること。

第18条第1号中「企画」の次に「、指導」を加え、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指名手配被疑者の追跡捜査に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第18条の5中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条の6第2号を次のように改める。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関すること。

第18条の6第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2

号の次に次の1号を加える。

(3) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に関する事。

第19条第1号中「企画」の次に「、指導」を加える。

第22条の3第1号中「総合的調査、研究及び企画」を「企画、指導及び調整」に改める。

第2条 広島県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条中「3課」を「4課」に、「生活安全企画課」を「生活安全総務課  
安全安心推進課」に改める。

第13条の3（見出しを含む。）中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に関する事。

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に関する事。

第13条の3中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号から第16号までを3号ずつ繰り上げる。

第13条の4を第13条の5とし、第13条の3の次に次の1条を加える。

（安全安心推進課の分掌事務）

第13条の4 安全安心推進課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪の予防一般に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。)

(2) 地域安全に関する調査、企画及び指導に関する事。

(3) 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成14年広島県条例第48号）に関する事。

(4) 子ども及び女性を対象とした性犯罪等の被害防止対策に関する事。

附 則

この公安委員会規則中第1条の規定は平成23年3月25日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。